

議員全員協議会会議録

(令和8年1月28日)

愛 南 町 議 会

愛南町議会議員全員協議会会議録

本日の会議 令和8年1月28日(水)
招集場所 議員協議会室

出席議員

議長	吉田茂生	副議長	嘉喜山茂
議員	山本美佐	議員	田中純樹
議員	岡雄次	議員	尾崎恵一
議員	池田栄次	議員	石川秀夫
議員	金繁典子	議員	鷹野正志
議員	原田達也	議員	濱本元通
議員	吉村直城		

欠席議員

議員 中野光博

職務のため出席した者

議会事務局長 土居章二 主幹 尾川美保

説明のため出席した者

なし

本日の議員全員協議会に付した案件

【議会協議】

- (1) 愛南町議会ハラスメント防止条例等について
- (2) その他

開会 10時00分
閉会 12時11分

○嘉喜山副議長 皆さん、おはようございます。

時刻となりましたので、ただいまから議員全員協議会を始めます。

まず初めに、議長より御挨拶をいただきます。

○吉田議長 おはようございます。

最初に、中野議員のほうから欠席届が出ておりますので報告しておきます。

本日お集まりいただいた件に関しましては、ハラスメント防止条例のほうの、3月定例議会に向けて制定をしていきたいということがございまして、事前に皆さんのほうにハラスメントの防止条例、逐条解説から全てお渡しをしていますので、今日は皆さんのほうで前もって見ていただいていると思いますので、今日、迅速な形で、何か意見があればまた集約をして、3月の定例議会に間に合うように進行していきたいというふうに思いますので、御配慮のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○嘉喜山副議長 ありがとうございます。

ここからの進行は議長にお願いをいたします。

○吉田議長 じゃあこれより次第に従って進めさせていただきます。

まず、協議内容第1、愛南町議会ハラスメント防止条例等について、これから審議をしていきたいというふうに思っています。

最初に、概略も含め、全協のハラスメントのファイルを開いていただいて、ここについて概略を土居局長のほうから説明いただきますので、よろしくお願ひいたします。

土居局長。

○土居事務局長 それでは私のほうから、現在検討中でございます愛南町議会ハラスメント防止条例案につきまして御説明いたします。

現在、策定に向けて検討を進めております本条例案につきましては、先般、全議員の皆様にごその内容を共有させていただきました。その後、条例としての適正な体裁や法的整合性を担保するため、法令担当窓口である総務課におきまして、専門的な内容確認を現在実施してもらっております。

内容確認途中でございますが、地方自治法とのさらなる整合性の整理、及び条文の実態に即した名称の適正化など、法制執務上の観点から、所要の修正箇所、御指摘がございましたので、現時点で分かっているところを共有させていただきます。

これから述べる、修正が必要と思われるポイントにつきましては、本条例をより実効的かつ客観性の高いものとし、議会の自浄作用をより確かなものにするものと考えております。

それでは、総務課による法制執務上の確認に基づき、条例の法的有効性を高め、実際の運用において疑義が生じないよう、規定の適正化を図るための修正が必要な主なポイントについて説明させていただきます。

今、条例案の名称なのですが、本条例案が内容的には啓発的な防止にとどまらず、仮に事案が発生した後の調査、審査、措置といった実効的な手続までを網羅しているような内容になっております。そのことを踏まえまして、現在、仮の条例名称としております、愛南町議会ハラスメント防止条例、防止条例ということですので、啓発的な防止だけではなく、事案発生後の調査、審査、措置についても条文でうたっている内容と条例名が果たして一致しているのかというような御指摘もいただきました。それにつきましては、条例内容に即した条例の名称に変更、修正すればよろしいかと事務局では考えております。

仮に、先進事例の条例名の参考を申しますと、今、議会ハラスメントの防止等に関する条例でありますとか、議会議員のハラスメント根絶に関する条例というような名称が使われております。こちらにつきましては後ほど皆様のほうで、どういうふうな条例の内容に即した条例名にするのがよろしいか御確認いただけたらと思います。

続きまして、条例案の第7章のところ、懲罰に関する規定を現在の案では条文化しており

ます。こちらにつきましては、懲罰につきましては、地方自治法の懲罰は原則として会期中の議場内の行為に限定されるものでございます。こちらについては、現在検討しておりますハラスメント防止条例案に条文化していればその対象になるかということで進めておりましたが、そういった地方自治法上の原則論がありますので、この懲罰に関する規定の削除をすることで整理いたしまして、倫理上の措置の強化をすることが必要であるというふうに考えております。

また、条例案の第21条には、仮にその倫理上の措置に従わない議員に対しまして、その旨、公表できる規定を明確化しております。

また、冒頭の第2条第6号にハラスメントの種類・定義等をうたっております。こちらに、第6号のほうにルーツに関するハラスメントの定義を載せております。このルーツという表現が公用文や法規上の用語としては、より厳密な「出自」という文言に修正するのがよろしいのではないかという御指摘を受けております。

あとは、審査体制の透明性の確保ということで、職務代行順位につきまして、第4条のほうに規定をうたっております。仮に議長、副議長、議会運営委員長がともに当事者となった場合は、最終的な代行者を対象外の議員による互選ということで明記させていただいております。

現在、条例案につきましては、事案が起こりまして、その事案に対する調査、審査、または先ほど説明いたしました倫理上の措置の対応をどのようにするのがよろしいか、そういったことを公平公正な視点で調査、審査できるよう、外部有識者による審査会の設置を条文化しております。こちらにつきましては、現在、さらに愛媛県町村議会議長会事務局に再度確認中でございますが、議会におきましては附属機関の設置ができないこととなっております。こちらの、現在、条例案に条文化しております外部有識者による審査会につきましては、議会の諮問機関として設置し、議会の運営・運用を迅速に効率的にできるようにということで設置できないかということで現在、再度確認しているところでございます。

概要につきましては以上となりますが、現在の条例案につきましては、啓発的な防止にとどまらず、事案が発生いたしました後の調査、審査、措置といった実効的な手続まで網羅している条例案となっております。

以上を踏まえまして、条例案の内容につきまして、皆さんが御確認してお気づきになった点等をこの後お知らせいただけたらと思います。

以上です。

○吉田議長 ありがとうございます。

今、局長のほうから概略の説明がありました。皆さんもちょっと目を通していただいていると思いますけれども、何か御不明な点とか、再度もう一回確認したい点とかはございますでしょうか。

石川議員。

○石川議員 ハラスメントというのは、受け側の感情が一番大事なことになってこようかと思いますが、例えば11月11日の全協の中で、議長から私は、まだ質問しますかという言葉が投げかけられたわけなのですが、これがパワハラか言論弾圧かというような話にもなりかねない、だから事実認定をどうやっていくのかというのは非常に悩ましいところではあると思うのですが、この辺り、受けた側が何でもかんでも審査会にというようなことも考えられると思うのですが、その辺りの公正性、公平性はどういうふうに担保されるようになっていきますか。

○吉田議長 それより前に、11月11日の私の発言というのは、それはどこの場面ですかね。ちょっと記憶にないのですけれども。

○石川議員 議事録が出ていると思うので、それを読んでいただけたらいいと思いますが。

○吉田議長 確認しておきます。

○石川議員 私が寮の建設に関して、質問を何回かさせていただきました。その中に、議長からま

だ質問しますかという言葉があったので、議事録を読んでいただいたらいいと思います。

○吉田議長 ちょっとそれは確認します。

今の石川議員の件に関して、皆さんのほうの意見は何かございますか。どなたかいらっしゃいませんか。

金繁議員。

○金繁議員 事実認定の公平性の担保をどうするかということだと思んですけど、今の石川議員の発言は、それで、それを担保するために、できるだけというか、議長が主観で判断するという範囲を極力狭めて、外部の客観的な専門家、法律家とか、ハラスメントの専門家による事実認定に委ねるという手続になっているので、公平性はもう極限まで担保されていると考えられると私は思います。

その第三者機関をどうするかというのが、なかなか個々の町議会では設立が難しく、今、議長のほうで町村議長会と県のほうと折衝していただいている、それが現実、実現可能なのかどうか、私はちょっと今日聞きたいなと思っていたんですけど、その辺も含め、私もちょっとお聞きしたいです。

○吉田議長 今、金繁議員のほうからありました。

これ第三者機関というか、先ほど石川議員が言われたように私だけの判断ではちょっとこれは不可能なところもありますので、これは公平な目を見て、設置委員会を第三者の目でしていくということでやっていきたいと思っておりますけれども、今、金繁議員の発言について、何かほかに補足とか、質問とかはありますか。

土居局長。

○土居事務局長 私のほうから、先ほど金繁議員から御質問がありました第三者機関に関することにつきまして補足説明いたします。

先週、木曜日と金曜日に愛媛県の町村議会議長会の、議会事務局の職員の研修がございまして、このハラスメント防止に関する事案もその研修の項目として上がっております。

現在、愛媛県町村議会議長会事務局が設置に向けて調整中でありまして第三者機関というのが、あくまで相談窓口でございます。例えば事案が起こって、相談する窓口を第三者的に設置できないかということで今、相談窓口の設置の調整をいただいております。相談はその窓口にはできるんですが、それから先にあります、先ほど概要を説明いたしました調査、審査、例えば措置を行う場合は、そこから先については各町の議会事務局で対応のほうをお願いしますという御説明でございました。

以上です。

○吉田議長 今の局長の回答でよろしいでしょうか。

ほかに何か質疑はありますか。

石川議員。

○石川議員 このハラスメント審査会委員ということで、この相談窓口は、各町の議会が第三者機関を設けるのか、それとも愛媛県の町村議会の中で機関をつくっていくのか、それとも愛南町の執行部側の機関と合同でつくっていくのか、その辺りはいかがですか。

○吉田議長 土居局長。

○土居事務局長 お答えいたします。

現在、皆様にお示ししております条例案では、相談窓口についての条文は第6条のほうに規定しております。ハラスメントに関する相談・苦情に対応するため、議会事務局に相談窓口を設置すると。初期申立て窓口として設置するように条文化しております。

ただこの第1項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、先ほど申しました、現在調整中の愛媛県町村議会議長会事務局が委託するなりして設置をしようとしている第三者機関の相談窓口にも相談することができるということで条文化しております。

相談窓口については以上となっております。

○吉田議長 石川議員。

○石川議員 窓口は議会事務局内ということなのですが、人員について、もう単独で設置していくのか、それとも執行部側と同じ人間で、執行部側と、それとももう完全に単独でいくのか、共有するかという話なんですけど、その辺りはどうですか。

○吉田議長 土居局長。

○土居事務局長 石川議員の御質問にお答えします。

執行部側との調整はまだ現在、調整中でございます結論は出ておりません。

執行部につきましては、職員のハラスメントに関する規程はございまして、相談するような窓口のフローチャートを、私もちょっと詳細までお答えすることはできませんが、こういった手順で御相談できるというフローチャートはできております。

ただし今、現状では議会のほうで条例制定に向けて検討している、条例制定という動きはないということと、合同で執行部と議会でそういった窓口を設置というようなお話は今のところ上がっておりません。

以上です。

○吉田議長 石川議員。

○石川議員 今の説明だと、議会事務局内に、もう単独で議会としての相談窓口をつくるということと理解しました。

○吉田議長 これはあくまでも議会としてのハラスメント防止条例なので、今の説明でお分かりだと思います。

ほかに何かありますか。

金繁議員。

○金繁議員 18条の2項なんですけれども、ハラスメントの事案とプライバシーとの関係で、プライバシーは最大限に尊重されなければならない、保護されなければならないとしつつ、2項で、被申立人、すなわちそのハラスメント行為をした者が議員である場合には、公益上の観点から被申立人の承諾を要しない、だからハラスメントをした人の承諾を要せず公表されるということなんですけど、これ申立人の承諾は、整理なんですけど、申立人の承諾というのは必ず必要であるということですよ。で、この被申立人が議員である場合というのは、この場合に申立人が公開を望まなかった場合でかつ被申立人が議員である場合、これはどちらになるんですかね。申立人が公開を望まないの、非公開であるというままでいいんですかね。それとも、被申立人が議員であれば、申立人の同意がなくても公開されるということになってしまうんですかね。多分そうではないと思うんですけど、一応確認させてください。

○吉田議長 土居局長。

○土居事務局長 金繁議員の御質問にお答えいたします。

申立人のほうが申立てする際にそういった公表を望まないというようなことで、現在、そういった意向が確認できる申立書にはしております。

申立人のそういった意向であるとか、それを踏まえての第三者委員会である審査会で審査した答申を踏まえて、議長のほうが最終的に判断するようになるような仕組みで今、しているところでございますが、どちらが優先されるかというところまでは、正直なところ詰めきれていないところもありまして、確かに今御質問があって、そういった事案も考えられるのかなというふうには思っているところなんですけど、皆様のちょっと御意見も聞きながら、その線引きはできたらなとは思いますが。

○吉田議長 今の局長の意見で。

金繁議員。

○金繁議員 ありがとうございます。

そこを、確定が条文上まだしていないということなので、私の意見を述べさせていただきます。

公益上の観点、必要性というのも大事なんですけれども、やはりプライバシー、被害者のプライバシーというのを私は一番上に置いていただきたいと思います。

というのが、全くの私人であれば新聞にも名前は書かれませんが、プライバシーは保護されます。ただ政治家、議員である場合には、これ公人として、たとえ本人が公表してほしくないと思っても、議会のほうで公表してしまうと、メディアに被害者の名前も公表されていくことになります。そうした場合に、二次的なハラスメント被害、中傷ですとか、というのは本当に非常に政治家の場合は大きくなる、波紋を広げる。しかも今ネットでね、SNSなどで拡散されて、全国的な話題となって非難されるという可能性も出てきますので、やはりそこは慎重に、できるだけというか、本当にその本人が望まない、被害者が望まないのであれば、徹底してそれは公開しないというふうには私にいただきたいと思います。

意見を述べました。

○吉田議長 これは金繁議員、ただし、例えば申立てがない場合については、というただし書を一文載せるという意見でよろしいのでしょうか。それは載せなくても別に構わないんですか。ただし、要するに、被害者が公表しないとした場合については、という文言を入れるかどうか。

金繁議員。

○金繁議員 それを入れていただけると明確になると思います。

○吉田議長 今、金繁議員のほうからそういう案がありました。

皆さんのほうはどうですかね。皆さんが当事者になるわけですから。

山本議員。

○山本議員 私もその場合は公表しないほうがよいかと思います。

○吉田議長 ほかに意見はありますか。

原田議員。

○原田議員 今、議長のほうが言ったように、ただし書を入れたらいいんじゃないかと思えます。以上です。

○吉田議長 これは皆さん議員にかかってくることでですからね。そこは今、金繁さんが言われたようにただし書を、局長、入れたほうで検討していただけますか。

土居局長。

○土居事務局長 皆様の意見が、そのほか今後出されると思うのですが、その御意見をまた再度まとめて、法令的に問題ないのかというやっぱり専門的な視点で総務課の担当者に相談して、最終的な形になるかとは思いますが、極力、今まで御検討いただいたことにつきましては、皆さんからの御意見を条文化して、皆様に御提示している条例案をつくっております。

ただ、それについてはやはり専門的な知識に欠けている部分も私もありますので、それは法令の専門家というか、窓口である担当者のそういった意見を聞きながら整えさせていただくということで、対応させていただいたと思います。

以上です。

○吉田議長 そこはじゃあ検討して、変えるようであればそこをまた再度、制定するときにはきちんと改定して、御報告します。

ほかに何かありますかね。

石川議員

○石川議員 今のことに関してなんですが、第三者に、窓口相談する。本人は非公表にしてほしいということで、第三者の委員会が判断していく中で、ここに急に議長の判断が入ってくるといようなフローになってこようかとは思いますが、これまあ議長の判断が要るのかどうかも含めて、ちょっとこれは検討するべきじゃないかなと思いますけど。そもそもですけど。

だって、第三者委員会に相談される方が行って、話をしました、で第三者委員会は守秘義務も当然ある中で、そのことを議長に話をしなければ議長は判断できないと思うんですが、この辺りの建てつけが何かおかしいなというふうに思っていますので、そもそもこの議長の判断が要るかどうかも含めて、私は検討する必要があるのではないかなというふうに思いますが。

○吉田議長 これ、土居局長、フローチャートを見ていただければ分かるよね。

土居局長。

○土居事務局長 石川議員の御質問にお答えします。

石川議員の御質問につきましては、全議員の皆様にお示しする前に、条例案につきましては議会運営委員会の委員の皆様で御検討いただきました。

その際にも同様の御質問がございまして、今のところ条例案では、先ほど石川議員の御質問のあった、第三者的な審査会がございまして、そちらの答申と、先ほど申されました申立人の御意思を十分考慮した上で、最終的にはあくまで諮問機関でございますので、諮問機関から答申を受けて、その際には申立人の御意向も考慮されとると思うんですけど、議長単独で判断するのではなくて、そういった答申や申立人の意思を考慮した上で、倫理上の措置を講ずるなり、講ずるという決定をするようにしておりますので、あくまで最終的な判断は議長にはなるんですけど、あくまで答申や申立人の御意向を何も考慮せずに決定するわけではないので、その辺りは担保できているのではないかと考えております。

以上です。

○吉田議長 今の局長のとおりだと思います。

ほかに何かありますか。

金繁議員。

○金繁議員 冒頭に事務局長が説明していただいた、懲罰についてなんですけれども、確かに地方自治法の、法の範囲内でしか、法律の範囲内でしか条例は定めることができないと、憲法上も地方自治法上も書かれていて、横出し条例というのはできないと思います。なので、私はそのとおりだなと思うんですけど、それでまだ残っているこの20条の懲罰、これについては削除されるということになるんですか。

○吉田議長 土居局長。

○土居事務局長 結論から言うと削除されることになります。

以上です。

○吉田議長 これは削除したほうがいいんですかね。

金繁議員。

○金繁議員 冒頭に事務局長が説明してくださったように、条例というのは法律の範囲内でしか規定することができないと、憲法にも、それから地方自治法にも書かれています。法律の想定した範囲外の条例を定めるときには、上乘せ条例といって、住民にプラスになるものであれば許可されるんですけども、こういう横出し条例という、その議員の自由というか、をこう制限するような条例については、むしろ上乘せ条例ではなく横出し、はみ出し条例として、憲法及び地方自治法に違反するので削除しておいたほうがいいと思います。だからこそこの懲罰規定を持っている自治体、議会というのが極端に少ないということだと思います。

○吉田議長 という金繁議員の言葉がありました。

これはもう外したほうがよろしいですかね。これは全員で決めてください。

いい、決めたほうがいい。外したほうがいいですか。

(「はい」と言う者あり)

○吉田議長 ではこれは外して、20条については外します。

ほかに何かありますか。

内容についてほかにないようであれば、先ほどの条例名についてちょっとまあ、これで適当

かどうかの判断をお願いします。愛南町議会ハラスメント防止条例でそのままいくのか、ほかに何かあるのであれば御意見を聞かせてください。

土居局長。

○土居事務局長 参考までに、先ほども申しましたが、他の自治体例を御検討の材料としていただくため、再度説明いたします。

他自治体では、先ほども説明いたしましたが、議会ハラスメントの防止等に関する条例という条例名であるとか、議会のハラスメントの根絶に関する、根絶という言葉が使われているところがあったり、その辺りが大体主流にはなっております。

その辺りを踏まえまして、さらにもっとふさわしい条例名がありましたら、皆様でお決めいただけたらと思います。

以上です。

○吉田議長 皆さんの御意見を聞かせてください。

このままでよければ、もうこのまま防止条例でいきます。

金繁議員。

○金繁議員 私はこのままでいいと思います。

この条例をつくる一番の目的というのは、一番の主眼は防止、ハラスメントの防止でありますので、それが分かりやすく入っている今の名前がいいのではないかと思います。

○吉田議長 等を入れなくていいですか。

尾崎議員。

○尾崎議員 私はもうこの愛南町議会ハラスメント防止条例、これで全て網羅されていると思いますので、これでいいと思います。

○吉田議長 今、石川議員のほうから、あの。

石川議員。

○石川議員 私は防止だけではなくて手続云々も入っていますので、防止等と入れたほうが、よりこの条文に対して名前を体现できるのではないかなというふうに思います。

○吉田議長 ほかに何か意見はありますか。

どうしますか。防止等と、等を入れるかどうか。そこだけ。そのままいくのか。

土居局長。

○土居事務局長 先ほど冒頭で説明しましたけれど、この御指摘は総務課の一応、法令担当のほうからございまして、防止というのが未然に防ぐためのことで、それ以降の、先ほど説明した調査であるとか、審査であるとか、措置、その辺りも条文化されているので、ちょっとどうなんでしょうねというようなアドバイスがございまして、それを回避するのは、先ほど何点か先進地事例を述べました、等を入れるとか、その辺りになるのかなというのはちょっと事務局では考えているところでございます。

その辺りを踏まえまして御協議いただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○吉田議長 今、2つだけなので、等を入れるかどうかですから、決を採ります。

防止条例で、このままでいいと思う方、挙手をお願いします。

(挙手)

○吉田議長 1、2、3、4、5、6か。6ということは多数ということですかね。多数じゃないか。6やったら多数ではないか。

じゃあ、等を入れたほうがいいのかと思う人。

(挙手)

○吉田議長 1、2、3、4……。あれ、濱本さんどっちですかね。ちょっと待って。

1、2、3、4、5、6、7か。

7の6ということは、等を入れるということによろしいんですかね。

尾崎議員。

○尾崎議員 仮に防止条例等を入れた場合、それに付随する、書いてある宣告書とか、そういったものも必然的に等が入ることではよろしいでしょうか。

○吉田議長 土居局長。

○土居事務局長 尾崎委員のおっしゃるとおりでございます。

今ほど多数決を採っていただきまして、御決定いただきありがとうございます。

細かいことではございますが、愛南町議会ハラスメント防止等条例だとちょっと、何かしっくりこないの、愛南町議会ハラスメントの防止等に関する条例とかにするほうが、何か条例名としては据わりがいいのかなど。愛南町議会ハラスメント防止等条例だとちょっと、何か据わりが悪いような気がするのですが、いかがでしょうか。

(発言する者あり)

○吉田議長 じゃあ今、一任させていただいていいですか。

一応、案としてはハラスメントの防止等条例ですかね、で決めていきたいと思えます。

ほかに意見ありますか。

なければじゃあこれで、一応、事務局のほうに任せていただけるということで終わります。

それから、3条の第6項、ルーツのところもしておかないかんですかね。これはルーツでよろしいですか、それとも変えますか。

土居局長。

○土居事務局長 その分につきましては、総務課の法令担当のほうから御指摘がありましたので、もう御指摘のとおり修正すべきだと考えております。ルーツという言葉は使わずに、出自という言葉で。

○吉田議長 それでよろしいですかね。

(「はい」と言う者あり)

○吉田議長 ルーツは外して、出自ということで。

これよりほか、何か条例についてよろしいでしょうか。

じゃあこれで一応、条例については制定に向けて邁進していきます。

ほかに、皆さんも多分見ていただいていると思えますけれども、逐条解説等々を含めて、先ほど石川議員が言われたように、フローチャートも5番ですかね、のほうに入れております。そこも一応、検討して皆さん見ていただいていると思うんですが、ほかに条例以外で何かございますか。あと、何かありますか。

先ほどの御指摘のところを踏まえて、改善して、3月の定例会に制定していくような方向でよろしいでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○吉田議長 じゃあこれについてはその方向でいきます。

土居局長。

○土居事務局長 ありがとうございます。

先ほどの条例案に対する御指摘等を踏まえまして、再度、法令担当窓口であります総務課担当とも協議し、内容につきましては精査させていただきます。

その下部の運用上のルールとなります、条例施行規程でありますとか、条例や施行規程の逐条解説、フローチャートについても、先ほど冒頭に法令担当の総務課から御指摘がありました事項、まだ反映できていませぬので、その辺りが反映できたものを再度皆様に御共有させていただいたらと考えております。

以上です。

○吉田議長 それでよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○吉田議長 まだちょっと確認が取れていない部分も一部ありますので、大筋この形でいきたいというふうに思っています。

ハラスメントについては以上で終わります。

その他1、令和8年度当初予算勉強会の日程等についてを審議したいと思います。

これも事務局のほうから説明をお願いします。

土居局長。

○土居事務局長 それでは、タブレットのほうのR8予算勉強会日程案のほうをお開きください。

こちらにつきましては、先般、議会運営委員会のほうで御検討いただきまして、案のほうを策定させていただいております。

昨年、実施、開催いたしました決算勉強会と同様に、一般会計の教育費からを2日目にするような日程案となっております。決算勉強会と違うところといたしましては、決算勉強会では2目目にありました歳入全般、こちらについては全管理職が一堂に会しますので、初日の一番冒頭に持ってくるほうがよろしいのではないかとということで、議会運営委員会のほうで御検討いただきました。

主なところは、変更点はそちらでございます。歳入全般とその2目目にあります債務負担行為、地方債については、全管理職等が出席しますので、初日の冒頭にもってくるほうがよろしいのかと思ひまして、この日程の案もつくっております。

2ページ目につきましては、今後、管理職会等で周知するための進行要領、確認事項の案でございます。こちらについては、決算勉強会と変更しているところはございません。かいつまんで御説明いたしますと、勉強会での答弁については説明員、担当課長が行うこととしております。説明員の答弁を補佐するため、説明員の補助といたしまして、課長補佐等が議場内への入場をいただくことを皆さんに御許可いただきたらと思っております。また、説明員の議場からの途中退席のことにつきましても、あらかじめお認めいただきたらというふうに考えております。

主なところは以上となります。

決算勉強会と同様に、予算勉強会におきましてもテレビ中継とインターネット配信を行う予定としております。

以上、簡単ではございますが、当初予算勉強会の日程案についての説明とさせていただきます。

○吉田議長 今、説明が終わりました。これで皆さんの御意見、何かありますでしょうか。この日程でよろしいでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○吉田議長 じゃあ異議なしということで、日程はこれでいくようにいたします。

それでは、その他のその他です。

一個、私のほうからちょっと2点、皆さんのほうとお話をしたい件が2点あります。

最初に、前回、吉村議員のほうから、誤解を招くようなまあ指摘ですか、ございまして、ちょっと私のほうでもこれはきっちり議長マターにさせていただきましたので、私のほうでも全部確認を取りました。

今回、資料としては、これはまた回収といいますか、したいと思うんですけども、一応、議員の方に説明用に14部コピーしていますので、これをちょっと回していただければ。留めている分について、後で配っている3枚つづりですかね、のものについては、吉村議員のほうから、この前指摘した後に資料を頂きました。これについて尾崎議員のほうに確認をして、私のほうで聴取をさせていただきました。

そうしますと、一番最初に配った1枚の用紙があります。名前は何も入っていないので、いわゆる怪文書が町民の方に配られて、その町民の方から、ただこれは尾崎議員の後援者の方な

んですが、これに関して質問がありましたと。その方が非常に不安になって問合せが来たということで、それに対する回答を後援者の方2名にお渡しをしたということでした。

これは別に議員の反対派・賛成派ということではなくて、その1番、例えば、いわゆる怪文書ですね、名前も何も入っていないので怪文書という表現をさせていただきますけれども、これに関して、町民の方が不安になって、それに対する回答を、私と違いまして尾崎さんがきっちりして回答を文書でその後援者2名の方にお渡ししたと。別にこれは配付した資料ではありませんので、後援者に対する回答ということで説明をしたということでございます。

決して今のその3枚つづりのほうについては、怪文書ではなくて、後援者活動の一環として開示をしたということでございますので、一部誤解も生じていたかと思っておりますので、ここについては一応議員の皆さんには、一応、私の一任で今日提出をさせていただきました。

金繁議員。

○金繁議員 最初に配られた1枚目の、怪文書と議長がおっしゃっているものは、私が去年の11月11日の全協で町からこの件について最初に説明があった直後に作成したものです。

これについては、日時と名前を入れなかったことは反省しているんですけども、主に顔見知りの、私も尾崎議員と同様に知り合いの方にお配りする目的で作成しました。

その後から後から町のほうで、12月に入ってから地方交付税が入ると言っていたのが特別交付税になったりとか、額も20万円から52万円に変更とか、いろいろな変更がありましたので、12月9日に日付と私の名前、愛南町議会議員、金繁典子と入れた内容のものを改めてつくりまして、こちらのほうを数百枚、配布を町民にしております。

ということがまず怪文書と呼ばれるものの説明なんですけど、議長にお伺いしたいんですけど、怪文書の定義って何ですか。

○吉田議長 いや、名前が入っていない、所在がはっきりしないもの。怪文書というのはそういうことだと思います。

○金繁議員 辞典を引いていただいたら分かると思うんですけども、怪文書というのは名前が入っていないだけではなくて、人を誹謗中傷するようなものであると。

○吉田議長 それから虚偽もありますよね。虚偽かどうか。

○金繁議員 そうですね。ですので、私が最初につくったものは、この時点での、11月11日直後時点での事実を書いたものであって、怪文書の定義には当たらないと思います。

○吉田議長 いいですかね。名前が入っていないものについては、これは怪文書という表現じゃないですかね。違っていませんか。

○金繁議員 日本語の定義としておかしいと思います。

○吉田議長 それは確認、じゃあこれは……

金繁議員。

○金繁議員 私も役場の各課にいろいろ情報を頂くんですけども、そのときに、例えば公用車を下取りに出すときの基準を出してくださいとか、そういう文書を出してもらうときはあります。そういう情報をもろうときに、担当課の名前も書いていない、もちろん担当者の名前も書いていない、一切書いていない文書を頂いたことが何度かありますので、名前が入っていないというだけで怪文書と呼ぶのであれば、全ての文書は怪文書になってしまいます。

もう一度辞典を読んでいただいて、怪文書とは何か、日本語をきちっと理解してそう呼んでいただきたいと思います。

○吉田議長 石川議員。

○石川議員 1枚目のほうは作成者がはっきりしました。3枚つづりのもの、この作成者は誰なんですか。

○吉田議長 これはこの前、吉村議員のほうから、尾崎議員という名指しがありましたので、尾崎議員の、さっき言ったように回答書になります。だからこれは怪文書ではありませんよという

表現はそういうことです。無作為には配っていないということです。

○石川議員 これは尾崎議員が作成されたということでよろしいですね。確認ですけど。

○吉田議長 はい。ただ、これはさっき言ったように2名の後援者の方にお渡ししたと、説明用に使った資料であります。

山本議員。

○山本議員 こちらの文書の話ではないんですけれども、私も寮の問題を先に説明を受けたときに、自分なりの解釈と判断とあって、気持ちを添えて、インターネットのノートという、ブログみたいなあれに書いて、みんなが見えるところに置いて、支援者の方ですとか、そういう方に読んでいただけるように公表をいたしました。

文書に載っているか、インターネットに載っているかというのは、まあもちろん自分の書いたものなので名前とかというのはもちろん入っていますけど、そういうのでやっぱり違いとかという、判断とかそういうのってあるんですか。すいませんちょっと分からなくてお聞きしたいのですが。

○吉田議長 先ほどのすみません、要旨については、1枚目の紙は、私も住民の方からこういうのが来ましたということで、私も預かった形の書類です。名前が明記されていればこれは政治活動として、金繁さんが言われたように、今、金繁さんが配ったということで判明しましたけど、別にそれは入っていれば、別にそれは問題ないと思います。政治活動としてですね。

ということで、これは吉村議員からの質問だったものですから、これで一応、怪文書ではないということで御理解いただいてよろしいのでしょうか。

○吉村議員 私は怪文書のつもりで言ったつもりでないんですけれども。

○吉田議長 そうなんですか。

○吉村議員 ただ、反対派と賛成派というのは、何を基準に反対派と賛成派としたのか。

○吉田議長 それは確認をしたら、さっき何でこの1枚の紙を渡したかという、この方たちの判断としては、この方たちは学生寮に対するその、何ていうんですかね、意見としては賛成派、これはちょっと表現が、ここは私もちょっとどうかなとは思いますが、反対派・賛成派という議論からいきますと、賛成派というのはこれは尾崎議員の一議員の感想、それから反対派というのはいわゆるこの文書を介して、この時点ではどなたが記載されたものか分からないので、それに対する回答、まあ反対派というか、この文書をそのまま記入しているということで尾崎議員のほうから聞いております。

○吉村議員 今、議長が・・・あれなんですけれども、私はあのときに尾崎議員に質問したつもりだったんですけれども、本人に聞いたかったんですけれども、だから、何を基準に反対派と賛成派ということで分けたのかということと、もう1点は、・・・のことを石川議員も聞いていたんですけれども、これは自分が書いた文章なんですとか、賛成派というのは。文書、文書。賛成派の文書。

○吉田議長 最初の文書はこれは尾崎さんの考え方ですね。

○吉村議員 自分の考え方いうの。

○吉田議長 そうです。

○吉村議員 ということはこれ、一歩進んでいくとこれ、行政が言いよるまを追随している、これは文書でしょう。

○吉田議長 追随というか、そうですね。いろいろ意見を聞いた上での自分の意見だと思います。

○吉村議員 ここで・・・ことなので、今、聞きましたけれど、今後こういう文章を書く場合には、やっぱりこういうふうな、何か分けるような、だから私は後の皆さんのあれで、議長の後援で・・・いけんという話をしたのは、そこにあるんですよ、全て。だからこういう区分けにあるからしよったら、いわゆる議会は議論を尽くすという趣旨からして、全然違うでしょう。

○吉田議長 これは、すいません配付したというか、説明用にその2人の後援者の方に、説明用に

つくった文書ですから。

○吉村議員 だから、それは今聞いて分かったことです。あの時点では誰も分かっていないわけですよ。

○吉田議長 誰もというか、あのときはすいません、私、議長マターにしてもらったのは、この文書を吉村議員から頂きました。それまで私もこれは見ていなかったものですから、その段階では誰も判断できなかったんじゃないかなというふうに思います。

これは一応、こういう形で一応、吉村議員からの質問というのがありましたので、ここはこれできちっとやっぱりしておかないかんで、それは一応そういう形にさせていただきました。

○吉村議員 そういうことで、今後はそういうふうな対応を取ってもらう。

それぞれ多分、・・・に持っていったらいろいろ問合せあると思うんですよ。けど、この辺は十人十色で、日本語は難しいので、がとをの違ひもあるので、受け取り方もあるし、やっぱりそういう部分はやっぱり言論の府ですから、みんながちゃんとした上で、一つの部分の中で対応し、それでどうしてもまとまらん場合には多数決を採るしか方法がないので、その辺のやっぱり原理原則で進んでいかんと、全部ねじれた方向に行きますよ。そういうことなので、これはもうこれで。

○吉田議長 分かりました。これは一応、そういうことで一応、吉村議員からの質問があったものですから、一応これは私なりに判断をさせていただきました。

二分化されるようなことは、やっぱり議会の中で二分化されることはよくないので、これは慎んでいきたいというふうに思います。

石川議員。

○石川議員 これは尾崎議員が書かれたということで、なぜ日付と名前を載せなかったのかと。自分の主義主張であるならば、本来だったらこれ名前を載せるべきなんですけど、そののちよつと意図を聞きたいんですけど。

○吉田議長 嘉喜山議員。

○嘉喜山副議長 先ほどから議長が言われるとおり、個人、尾崎議員が説明のために持っていただけの話やけん、配付ではないので。それを先ほどから議長が何回も説明しておると思うんですが。

○吉田議長 石川議員。

○石川議員 配付のためじゃないんだったら、何部も何部も配られているというのは、僕はちよつと理解できないんですけど。いや2部じゃないですよ。1軒に10枚。私が調べている中ではそうです。だから今の説明は全然、理屈が通らないんですけど。説明のためだったら名前と日付も書かなくていいのか。10部以上配っているというふうに私は聞いていますけど、それは本当なんですか。

○吉田議長 その石川議員が、10枚配っているのは誰から聞いたんですか。個人名は匿名にして、それは間違いな情報ですか。

○石川議員 そうです。事実、私が受け取りましたから。

○吉田議長 もうここはちよつとすいません、尾崎議員、ちよつと一言よろしいですか。10部というのは。

尾崎議員。

○尾崎議員 私は議長に面談もし、そして公式な書面をもって議長に提出しております。ですからもう議長の所見どおり、個人的な見解はもうここでは述べないというところで行きたいと思えます。

○吉田議長 その辺についてはすいません、石川議員のほうからありましたので、それは私もすみません初耳なので、そこはまた確認をさせてください。またそれはこういうときにまたお話をするようにいたします。

いずれにせよ、個人的な吉村議員からの質問があったものですから、ここは。

金繁議員。

○金繁議員 私は政治的表現の自由、議長も御存じのように、憲法21条が定める表現の自由の中で、政治的表現の自由というのは最も価値が高い、一番守られなければならない表現の自由であるというところからして、この尾崎議員のこのチラシというか書面も、また私の書面も、町民に何が町政で起きているのかということをしかりと知らせるためにつくられたものであり、怪文書呼ばわりをされること自体が私はおかしい、政治的表現の自由として、町民によく知らせていただきましたと議長にお礼を言われることはあっても、怪文書呼ばわりされる覚えはないと思います。

前回の議運で、失礼、全協で、石川議員がこの賛成・反対と書かれた文書について怪文書とお呼びになった理由は、主語が私自身とか、およそ行政とか、行政のトップが書かれたんじゃないかというような表現があったからだと思います。だから本当に議員が書いたのか、それとも町長なり教育長なり課長が書いたのか、分からないので怪文書と指摘されていたと思います。

ちなみに、今日配られた文書の中からは、その私自身という言葉が消えています。

(発言する者あり)

○金繁議員 例えば、実際に配られた文書の1ページ目の②のところ、これは今日配られた文書の②のところと同じなんですけれども、その冒頭に、今回の計画について町民の声を聞いたのかという御指摘があります。町民の声が町の政策づくりの中心にあるべきだという考え方は私自身も強く共有していますし、愛南町自治基本条例の趣旨とも一致するものです、と書かれてありますが、本日の1ページ、②の一番上のところでは、この、私自身も強く共有しておりますし、という部分が削除されています。

○吉田議長 それは、そうやけど吉村議員からもらったやつですよ。

○石川議員 違うよ。違うよ。違うよ。

○吉村議員 違う、違う。丸しとった、あそこに。

○金繁議員 私が指摘したかったのは、なので、政治的表現の自由として、こういうチラシは各議員、どんどん、先ほど山本議員からもSNSで発信ということがありましたけど、SNSの発信も含め、どんどん町民に知らせるということは、歓迎されるべきことだと思います。

ただ、繰り返しますけど、石川議員が前回怪文書と呼ばれたのは、議員の、つくったと言われているにもかかわらず、行政の主張のような表現が含まれているので怪文書と呼ばれたのだと思います。

以上、指摘しておきます。

重要な点ですので、その表現の自由としてね、こういう発信は大事だということは言っておきたいと思います。

以上です。

(発言する者あり)

○吉田議長 石川議員、きちっと言ってください。手を挙げて。

石川議員。

○石川議員 今の説明では、吉村議員が議長に提出した文書と、これが違うということが明確になっていますが。

○吉田議長 ごめんなさい、吉村議員からは、僕らも分からなかったの、じゃあそれをもう一回再度あれしてください。吉村議員からもらったやつをそのままコピーしたんですよ。吉村議員からの質問だったので。その、私がとか、どうのこうのというのは見ていない。

(発言する者あり)

○石川議員 入っているでしょう。ということは違うということなんです。修正されているということなんです。今、配付されたのは。

- 吉田議長 違う違う、修正されたのではなくて、吉村議員からその日にもらったやつがこの紙です。何もその修正……。
- 吉村議員 俺誰に渡したんやった。局長に渡したよね。この、議長に渡したやつ。
- 吉田議長 そうですよ、それがその文書ですよ、今。
- 吉村議員 いや、私にも入っておった。そこへ黒い丸しとったんや。
- 石川議員 それを持ってきてもらたらええやないですか。
- 吉村議員 ここはあまりにも、あまりにも。だからおかしい。
- 石川議員 それを、ほしたら返してもらったらいいですよ。
- 吉村議員 質問の中に。
- 石川議員 事務局、ちょっとそれを返してください。吉村議員に渡したやつを。
- 吉田議長 すいません、暫時休憩します。

(休憩)

- 吉田議長 じゃあ休憩を解きます。
- その他のところで一応、吉村議員からの回答については、答えさせていただきました。
- もう一つ、皆さんのほうで資料でお渡しした、住民の方からの要望書が来ております。
- これは1月30日までに、途中経過も含めて回答しなければならないので、皆さんのほうで御判断していただいて、どういうふうな回答をするのか、ちょっとお聞かせをいただければと思います。
- どうでしょうか、意見のほうで。
- 石川議員。
- 石川議員 今、議会報告会等も進めておりますが、今日もありますけど、この要望書が出てきたということは、その中でも説明していてもいいし、また別の機会をもっていてもいいし、多分町内は、今、寮の建設に関してすごく関心を持っていらっしゃる。賛成・反対は別にして。だから私は議会として説明を要望されているならば、それは説明する、したほうがいいと私は思っています。
- 吉田議長 説明は当然、こういう要望があった場合については検討して回答はするので、要望しないということではなくて、どういう方法なのか、執行部のほうが基本的にはこの寮についての建設については、我々も聞かされている立場上、議会としてどういう対応をするのか。執行部のほうに説明を果たしていただけるのか、もしくは議会として、先ほど今、石川議員が言われたとおり、今日の今日の説明会にはちょっと、どういう回答をすればいいのかちょっとまだ議論していないものですから、今日の今日の報告会ではちょっと伝えられませんが、そういう機会を通じて町民の方に説明を果たしていくというのも一つの方法であろうかとは思っています。
- 金繁議員。
- 金繁議員 町のほうにも、この、みんなで作る愛南町の会の皆さんは、町長のほうにも説明会を開いてくださいという要望を出しておられるそうです。ですので、町とそれから議会と、両方に出しておられるということです。町がしたら議会はしなくていいのかということではないですよ。制度的に……
- 吉田議長 それは違いますよ。
- 金繁議員 二元代表ですので、それぞれ、町長も議会も町民に直接説明責任を負っていますので、それぞれが、役割が違いますので、それぞれ説明会を求めているらっしゃるということだと思います。

今晚の意見交換会、議会報告会の中で、意見を聞くという方法について、議長のほうから言われましたけれども、この方たちが求めているらっしゃるのは、説明会を行うことを求めますということで、議会報告会の中で、ところでどうですかみたいなことではないと思います。

やっぱり、この方たちが、できるだけ多く参加していただけるためにも、しっかりと日程を取って、説明会を行いますよという告知をしないといけないと思います。

以上です。

- 吉田議長 金繁さんごめん、今のはちょっと解釈が間違っていて、今日の説明会に、今回の件はどうですかということではなくて、要するにこういうその、今日はすみません、僕は全員に共有したいので、こういう対応をどうしますかという。

(発言する者あり)

- 吉田議長 石川さんが、今日の報告会で、場を借りてね、こういう説明会をしたらどうですかという案があったので、いやそれも一つの案ですよ。ただ今日の今日、回答を、報告会ではちょっとできないのでという、そういうことです。

尾崎議員。

- 尾崎議員 今回このように提出されたこの要望書は、やっぱり学生寮建設計画の是非以前に、住民への説明や情報共有が十分にあったかを問う内容ではないかと思っております。

この要望書が、町と議会の双方にそれぞれ提出されていることからして、やっぱり二元代表制の両者に説明責任を求める住民の意思表示でありますので、議会としても当然無関係ではないと考えております。

学生寮建設の賛否そのものは今後の議論としても、少なくとも議会としてこの件にどのように関与していくのか、その在り方についてはやっぱり整理しておく必要があるかと思っております。

議会として何もしないという選択肢はないと考えますので、例えば、町のほうにも出ておるわけなので、こちらのほうから議長名等をもって、町に対して議員参加の下で説明会の開催を正式に要請するという形はどうであろうかと思っております。

- 吉田議長 これはすみません、一つまだ確定な事項ではないのが一つ。我々議会として判断することができないというのもあるんですね。執行部からの説明を受けた上で、議会に今開示されている状況なので、これがどういうふうになっていくかというのはまだ確定事項ではないところもちょっとあるじゃないですか。

その中で、うちの議会として説明をしますよと。今日皆さんに共有したのは、こういう、例えば要望書が来た場合に、議会としての対応、これから多々いろいろとあると思っておりますので、今まではこれ開示されていなかったと思うんですね。議長マターなのかちょっとその辺はちょっと分かりませんが、私はもう全員、これが我々議会の14名が話して、こういう形でした方がいいんじゃないですかという結論を導いていきたいと。

基本的にはもう説明をするというか、住民からあった場合については、説明義務は当然あると思っておりますので、その都度、要はいろいろな形で説明をしていくと。先ほど石川議員からあったように、報告会もその一つであったりしますので、今後はその場を通じて住民からの意見を幅広く聞きながら、それを議会に反映していくということで、今、議会報告会もしていますので、そういう形でしていきたいと。

回答を30日までにしなければならぬものですから、今回についてはじゃあ、どうですか、議会の中では様々な機会を通して説明、今後ですよ、いろいろな情報が下りてくると思っていますので、それなるべく開放していくと。

金繁議員。

- 金繁議員 議長はこの議会という合議体の会議の整理役です。御自身の意見を述べるのは極力控えてください。

- 吉田議長 分かりました。

- 金繁議員 今、尾崎議員のほうから、町長とそれから議会と、一緒に説明会をするということなんですけれども、それは議会と町との一元化であって、やっぱりそれも二元代表であることに抵触すると思っております。

それぞれの立場で、それぞれ今の段階で持っている情報をしっかりと共有して、町民の意見を聞くということが必要じゃないかと思いますので、私は町長と議会は別々に説明会を設定して町民に意見を聞くべきだと考えます。

○吉田議長 今、金繁議員が言われた、これは議長宛てに提出をされているものですから、みんなに共有をして、別にこういうふうに関示しなくてもいいのかもしれませんが、これはもう議員の中で、議長宛てに来ているわけですから、当然私もそういう形の中で判断をしなければいけないので、共有をさせていただきました。

金繁議員。

○金繁議員 議長の権限なんですけれども、説明会を開くかどうかについては、やはりそれは合議体である議会ですっきりと熟議をしてもらって、その結論を議長が伝える。外向けの代表であるという意味で、議長宛ての、愛南町議会議長宛てに来ただけであって、内容は、合議体ですから、議員が決めることなんですよ、話し合っ。みんなの合意で決めることです。よろしくお願いします。

○吉田議長 今はすみません、私的な意見ではなくて、それをみんなで決めていただきたいのです。すみません、この会を開いているわけですから、その他のその他で皆さんの要望を聞いております。

鷹野議員。

○鷹野議員 この要望書を見ますと、計画案について議会から町民に伝わっておらずということで説明を求めてきておるんですが、まあ我々は町からの説明を聞いただけで、我々がその説明会を開いて、全部質問に答えられるかどうか。内容面。それぞれまだ計画案であって、確定した事項ではないのになどどこまで言えるのか。我々議員、議会からしたら、早期に理事者側に、住民に対して説明会を開くなり町民に説明するように求める、議会から。それが一番私はベストでありベターだと思うんですけど、どうでしょうか。

○吉田議長 という意見があります。何かありますか。

山本議員。

○山本議員 アンケートのその他の項目のこと全部、私も目を通させていただいたんですけど、やはりこの中のたくさんの皆さんがこう、偏ったとか、ちょっとだけの情報の方もいらっしゃるし、たくさん聞いている方もいらっしゃる。とにかく詳しいことが分からないから不安に思っているということがもう全部出ていると思うんですよね。

でも、よく分からない、どうなっているのか分からない、お金はどうなっているんだろうみたいなのが分からないと思うんですけど、それは議会の議員も、全協なりで聞いて、一応質問したりとかしたことだと思うんですよね。議員も今ちょっと分からないし、たくさん今聞いていきたい、これからどうなるのか聞いていきたいってこと多分、町民の皆さんと持っている情報の差があるけど、疑問点とかというのは一緒じゃないかなと思うので。

ただ、この、議会としてこの方々に会って、そうだよねと、気持ち分かるよねとか、そういう質問ありますね、そうですねと言うことはできるけど、鷹野議員がおっしゃったみたいに質問に答えることはできないのかなと思って、どういうふうに関示したらいいんだろう、その会を開いたときに、どういうふうに関示したらいいんだろうということがちょっと分からないなと私は思います。

○吉田議長 石川議員。

○石川議員 先ほどの12月の議会で私は特別委員会を提案させていただきましたけれど、反対された議員の方々は、それなりに情報と判断の基準があって反対されたんだというふうに理解しています。知らないとか分からないとか、そんなこと通るわけではないし、きちんと住民に説明すべきだというふうに思います。

だからこれ、特別委員会を立ち上げなかったその理由も含めて、私は議員として堂々と説明

していただく必要があると思いますよ。

○吉田議長 山本議員。

○山本議員 すいません、石川議員のお話、もうしっかりと心に響きました。私も反対したほうです、その気持ちはすごく分かります。

今私が言っているのは、現在というお話でして、あのとき反対という意見で答弁させていただきましたが、そこでも申し上げたとおり、今からの行政からの説明、そちらをしっかりとさせていただく上での反対という立場でお話しさせていただきましたので、そこだけはちょっと誤解なさっていただきたくないなと思います。

○吉田議長 石川議員。

○石川議員 今時点で知り得た情報というのは、きちっと町民に説明できるはずですが、今後のことは別にしても、今までの、過去の、11月11日から今日に至るまでの経緯・経過、それと執行部側の計画というのは、我々、知り得たものをきちっと、やっぱり住民の前に、やっぱり説明する義務が我々はあるというふうに認識しております。

○吉田議長 池田議員。

○池田議員 知り得た事実、確かに説明はせんといけんですが、それが100%正確に我々ができるかという、それはまず執行部のほうから、物すごく細部にわたる、機微な、細部にわたる説明もしなければならないということなので、それはまず執行部のほうから、町のほうから先に説明を促す、要望するという、議会のほうから、町のほうから町民の方々に詳しく説明をしてくれということが先だと思います。

○吉田議長 金繁議員。

○金繁議員 細部まで説明できないとかいうことなんですけど、それはそれで、そこまで議会としてはまだ把握していませんということを伝えればいいと思うんですよ。

大事なのは、今町民の方が、議員さんが今持っている情報でどのように考えていますかと。やっぱり各人の意見も聞きたいと思うんですね。その後、やっぱり町民の間でも議論が進んでいく、話し合いが進んでいっていろんな意見が出てくる。またそれを取りまとめて、議会から町に伝えるということも大事な議会の仕事ですので、分からないことは分からないと言って、今持っている情報でお伝えするとともに、私たちの考え、それぞれの議員の考えを述べて、町民からの意見をもらい、こういう案も出ましたよと行政に伝えればそれでいいし、それこそが私たち、笑っていらっしゃいますけど鷹野議員、それこそが議員の仕事であり、議会の仕事だと思います。

これまで活性化の視察もたくさんしてきましたけれど、そういうことですよ。

以上です。

○吉田議長 ほかに。

池田議員。

○池田議員 その伝えるということが、分からないことは分かりませんが伝えればいいけど、その計画自体で、その細部にわたるといことが、間違っって伝えることもある。それをまず正確な情報を、執行部がやろうとしていることの情報をも町のほうから説明して、それからの議論でないと、こちらがそれは駄目です、そういうことです。

○吉田議長 金繁議員。

○金繁議員 まず町からの説明をとおっしゃっていますが、私の一般質問の中ではっきりと町から言われました。町としては町民に説明するつもりはないと。議会に説明することで町民に伝わるといことでした。

だからこそ、このアンケートをされた住民の方たちは、議会は町民に説明するべきだと考えますかと、このように町のほうおっしゃいましたが、伝わるとおっしゃいましたが、議会は町民に説明するべきでしょうかと聞いて、7割の町民がしてほしいと要望されているという

ことです。

細部云々とか、分からないことがあるからとか、そういうことを言っていたらいつ私たちは町民と対峙するんですかね。今の現状を伝えて、私たちの考えを伝え、そして一番大事なものは町民の意見を聞くということです。

細部のところについて、分からないなら分からないでいいですよ。今持っている私たちの情報をお伝えすること、それが一番大事です。そして何より町民の意見を聞くことがとても大事です。誰が町民の意見を聞きますか、これ、議会しかないじゃないですか。町もやるとしても、議会は議会として、直接町民を代表しています。説明責任があるんですよ。議会基本条例にも書いていますよね。

ですので、こういう要望が出た以上、私たちは説明会を開くべきだと思います。

○吉田議長 ほかに意見はありませんか。

吉村議員。

○吉村議員 これ、いろいろ御意見出ていますけども、新しい議員さんもおられるんですけども、私こないだも言ったんですけども、図書館建設特別委員会のときも、あのときも町民が非常に関心を持たれて、我々、御荘文化会館で、これで議会報告会ということでやりました。やりまして、そうしたら、一人一人個人の意見を聞けということで、誰かの質問も出ましたけれども、そういうこともありました、過去には。

ただ今回、特別委員会設置のときに、行政の説明で我々は十分やいうことの反対討論があったでしょう、特別委員会設置に対する。あったでしょう、賛成討論の中で、賛成か反対討論か。だから別に細かいことを言う必要ないんですよ、我々議会は、執行機関と違いますから。執行機関と勘違いしていると思うんですよ、間違っただけ言うたらいけんとか。そうじゃない、私は、我々の仕入れた範囲の中で、議会に対して議長宛てに出てくる以上は、我々はするかせんか、それともさっき意見が出ていたように、これは行政がすべきなので、議会が一步引いて行政側にせよということで持っていくのか、どっちかにせんと。

もうここでまとめていかんと、ああだこうだと意見を言いよったって、前に進まんでしょう。でも出てきた以上は、真摯に受け止める必要は我々議会としてはあると思います。

以上です。

○吉田議長 今、吉村議員が言われたとおり、あまり私的な意見を議長が言うとまた指摘されますけども、基本的には今のとおりですね。町に対してその説明を持っていくのかどうか、それは議会として判断をしていくと。今日はその場で、皆さんの意見を聞いていきたいと思います。

石川議員

○石川議員 先ほど金繁議員も言われたとおり、町長は町民に説明しませんということで、議場の中で説明されています。ということは、議会が説明せざるを得んという状況になっているのが今の状況だというふうに私は認識しております。

それは、議会が要請するのはいいでしょう。でも、町長は、議場の中ではっきりと町民に説明する必要はないということを言われているので、ここはやっぱり議会が責任を持って説明する必要があるというふうに私は考えています。

○吉田議長 今の意見に対して。

鷹野議員。

○鷹野議員 ですから、町側が説明する必要がないと言うから、議会としてそれを町民に説明するよう求めていく、これがいいと思います。

で、やはりその個人の意見を聞く云々というよりも、まだこの計画が細部にわたってしっかりできていない。で、執行部側は、もうこれから先、細部にわたって出てきたらまた説明しますというふうに言っています。

ですから、そういった部分で、まずその執行部側の計画を先に町民に説明するというのが一

番いいと思います。

○吉田議長 山本議員。

○山本議員 先ほど金繁議員が言われた話の中で、やっぱり町民の意見を聞いていくのが大事というので、私もさっき言ったんですけど、どういうふうに説明したらいいか分からない。質問されたときにどう答えたらいいか分からないとか、質問されたときというのは、今の質問ではなくて、これから未来どうなっていくんですかという質問をされたときに、どう答えたらいいか分からないと言いつたときに、金繁議員も分からないと、もうそれは分からないと、どうなっていくか分からないみたいなことを答えてもいいんだよと言われたので、そういうふうにその会というのは、説明会というのは進んでもいいんだというのが分かったんですけども、鷹野議員が言われているみたいに、確かに今、現在、どういうふうになるか決まっていないうのもありまして、今、この要望書を出された方たち、みんなで作る愛南町の会の方たちというのは、今現在どうなっているかが分からないということだと思つるので、金繁議員が言われたみたいな、そういう形の説明会であるならば、今現在の状態というのを知っていただく、きちんと知っていただく会にするのも大事なのかなと思います。

○吉田議長 金繁議員。

○金繁議員 まさに山本議員がおっしゃったように、今の現状、私たちが把握している状態をお伝えすると、で、その把握できている状態を知った上で、町民の意見を聞くということが本当に大事で、今ある情報でどう思ふのか。鷹野議員がおっしゃるみたいに、計画が決まってしまった後で説明しても、それはもう住民自治、住民参加の意味がないんですよ。

今、自治基本条例、愛南町自治基本条例にも書いてありますし、議会基本条例にも書いてあります。住民の意見を聞くのが私たちの仕事です。執行部もそれが仕事なんですけど、特に議会というのは、町民の意見を聞いて、それを政策に生かしていくということが大事なことで、政策ができてしまった後でしか町民の意見を聞かないのであれば、議会基本条例も違反する、ないがしろにするということになります。

そもそも議会って何か。町民の、私たち代表ですよ。町民の意見を聞いて、政策に生かしていくところが私たちの一番重要な仕事ですので、計画ができる前の段階で、私たちが把握している範囲でお話しして、町民の意見を聞く、要望を聞くというのが私たちの役目です。

以上です。

○吉田議長 ほかに何か議員、ありますか。

原田議員。

○原田議員 確かに町民の方の意見を聞くというのは、差し向き議会がやらなきゃいけないことだと私も思います。

それなら、せっかく今、議会報告会、過去2回はやりましたが、まだ3回あります。差し向きその報告会の中で、今、2つのテーマで絞っておりますけど、その他のところで、今から何人その報告会に来ていただくか分かりませんが、来ていただいた住民の方にはせめてこういった計画があるのですがどう思ふかと、そういう意見を聞くのも、差し向き今議会のできることはないかなと思つてますが、どうでしょうか。

○吉田議長 岡議員。

○岡議員 原田議員の御意見もよく分かりますが、やっぱりこれを説明するのであればやっぱりこれだけに特化してやっていかなんだったら、もう何回か進んだ中で、あと3回あるという部分もよく分かるんですけど、やっぱりそれではやっぱり住民、町民の方全員に公平性がないかなというところもありますので、またこれはやるのであればまた別の会というか、タイミングを持ってやったほうが私はいいいのではないかなというふうに思つます。

○吉田議長 意見、大分いろいろと、それぞれ出ておりますけれども、一つ私のほうで一応確認し

て、皆さんにこうやって、こういう議論するのがいいのか悪いのかちょっと分かりませんが、基本的には一応、要望ですね、出た以上は、どこかで議会としては説明をしなければいけないのかなというのが基本的なスタンスです。

その中で、今回先ほどの1枚のぺらの南宇和高校学生寮建設という中で、やっぱりこう、今回アンケートを出していただいたところの方がこれを配っていたという事実がありまして、その中で内容が、我々以上によく知っているといいますかね、内容これに書かれているとおりに、そういうところもあって、ここはこの、正しい情報というのがどれなのかというのは我々も判断しづらい、町民の方も判断しづらいということで。

(発言する者あり)

○吉田議長 今、それを言っているわけです。だからここは、いろいろな意見があるので、議会として説明会をしていく上で、どういうふうに判断していくかというのを最終的にはここで決めたいんです。いろいろな意見が出ておりますけどね。そこはじゃあ判断をしてください、皆さんのほうで。

(発言する者あり)

○吉田議長 だから回答書です、要望書に対する回答。

金繁議員。

○金繁議員 随分意見が出てきたと思います。先ほど岡議員もおっしゃられたように、住民の公平性ということ考えたときに、残り3回の議会報告会、西海、御荘、城辺という一部の、旧5か町村の3つだけを対象に、その他扱いで行うというのはどうかなと思います。

岡議員おっしゃるように、全町を対象にした説明会にしたほうが良いと思います。

○吉田議長 では今回に関してはじゃあ、回答についてはその都度説明をしていきますという形の回答でよろしいですか。それとも執行部のほうに対してこういう要望がありますということで、執行部に対して議会として言うのか。その辺が、さっき吉村議員が言われたとおり、もう二つに一つですよ。

尾崎議員。

○尾崎議員 もういろいろな意見が出ましたけれども、要はもうこの2つに絞られると思います。

一つは町に対して議員参加の下で説明会を要請するのか、もう一つは議会独自に町民に対して説明の場を設けるのか。

(「それとも、両方よ」)

○尾崎議員 このどちらかを、ここで決めるのか、議長に出ている要望書なので議長が判断するか、どちらかでいくべきではないかなと。

(発言する者あり)

○吉田議長 石川議員。

○石川議員 ほぼほぼ、皆さん、この、説明会を開く手段とか方法は別にしても、その部分は採決できるのではないかなというふうに思いますが、いかがですか。

○吉田議長 誰も多分反対はしていないと。説明に対する反対は誰もいません。

石川議員。

○石川議員 それであれば、あとは日程を含めてどうするかというのを、これは文書で回答することになると、そこまで詰めないといかんのじゃないかなというふうに思いますが、これは早急に開く必要があるんじゃないかなというふうに思いますがいかがですか。

○吉田議長 それに対して何かありますか。意見はありますか。今の石川議員の意見に対して。

田中議員。

○田中議員 そうですよ、だから、それできますかね。もう今から、日程もそうなんですけど、会の進行の仕方、どういうふうに説明して、どういうことをとということ。単純に意見を聞くというだけではないと思います。

我々としてもいろいろ意見を聞いた上で、最終的なジャッジ、今やっていることに対しての整合性だったりとか、間違っていることだったらそれは町に指摘する、おかしいのではないかということになるのかなと思います。ただ、言いたいのは、どうやってやっていくかっていうのを今ここで決められますか、というのを……

(発言する者あり)

○田中議員 けども、さっき言われたことでいくと、取りあえず要望書に対する回答というのであれば、やります、例えば町民説明会をしますということになったときに、じゃあどういふところをもっと含めて回答すべきだろうということと言われたということですよね。と僕は思ったんですけど。

以上です。

○吉田議長 石川議員。

○石川議員 回答というよりも、今までであった事実を説明するというのが一番大事なことであって、執行部から我々が受けた情報、これをしっかり町民の方に開示していく。町民の意見を聞く。ただそれだけです。

○吉田議長 田中議員。

○田中議員 それは議長のほうから、その会のところで説明するということでもいいんですか。

だから、何か、よくふわっとしています、それは分かるんです。言われていることはめちゃくちゃ分かるんですけど、実際に日時を決めて、どういう仕組みでやっていくかというのを決めないと、できなくないですか。

○吉田議長 それ、ごめん、今、石川議員に。

○田中議員 そうです。

○吉田議長 石川議員。

○石川議員 ここで今決めないといかんのは、説明会を開く、開かない。今まで知り得た情報をしっかりと説明していくというところまで決めれば、あと日程を含めて、議会運営委員会の中で詰めていっていただいたら、私はいんじゃないかなと。そのための議運があるわけであって。

(発言する者あり)

○吉田議長 ほかに意見はありますか。

じゃあ議運に任せていただいているんですか、どういう判断にするか。

○石川議員 いやいや、まずやることを決めて。

○吉田議長 だから違う、説明会はどういう形か分かりませんよ、それはするという、機会をしますという議論なんですから、しますというところで、しないという反対論はないんですよ。今ちょっと勘違いしていますよね。

(発言する者あり)

○吉田議長 それは今いないでしょう、みんなの意見を聞いて。やるけれども、やり方で、石川議員みたいに、日時を決めて回答するのはそれはちょっと不可能じゃないかという意見があるわけです。

金繁議員。

○金繁議員 では、説明会はするというので、ここで合意をして、じゃあその田中議員が心配されているどんな内容とするのか。期の長い議員たちはその経験があるので、どのようにするかという段取りとか、誰がファシリテートするか、司会するとかいうのは心配しなくても、そちらをじゃあ議運のほうで、この後決めるということでもいいんじゃないですかね。

○吉田議長 ほかにいいですか。そういう形で、じゃあ議運で一応……

鷹野議員。

○鷹野議員 私が言っているのは、まず、議会として、執行部側の説明をするのを優先するという……

(発言する者あり)

○鷹野議員 するんよ、議会はするんだけど、その町が考えているその計画自体をしっかりと執行部が……

(発言する者あり)

○鷹野議員 いやだからそれをするために、させるために、我々はそれを要求すると。

(発言する者あり)

○鷹野議員 要求する、それが一番いいというふうに私は思いますよ。

(発言する者あり)

○鷹野議員 うん、要望したら。

○吉田議長 一応、挙手してください。残らないので、文章が。

尾崎議員。

○尾崎議員 ですから、議長名をもって正式に改めて町長宛てに開催の要請をかけたらいいのではないかと私は思います。

○吉田議長 金繁議員。

○金繁議員 また話が堂々巡りになっているんですけど、二元代表ですので、それぞれが要望書を受けた以上は、私は説明責任、議会も執行部も負っています。まあ執行部がどう判断されるか私たちには関係ないことですけど、議会という直接住民を代表する代表機関が、住民から、642名もの方たちから要望を受けた以上、議会としては説明会に応じるべきだと思います。

この点についてまず決を採っていただけませんか。それに反対されている方がいらっしゃるんで、まずそこを確定したほうがいいと思います。

(発言する者あり)

○吉田議長 挙手してください。

石川議員。

○石川議員 そっちの挙手だとは知りませんでした。私はてっきり、説明会を開く、開かないの挙手を求めていただきたいというふうに、早く決を採っていただきたいと思います。

○吉田議長 議論ですから、すみません、発言するときは挙手して発言をしてください。その注意です。今それをやりました。

一応、開催することについては、どういう形かちょっと分かりませんよ、分かりませんけれども、要望についてはどこかの機会で開催をするということで、これは反対の方はいませんよね。いらっしゃいますか。いいですよ。それについては全然、最初から問題はないと思いますので、それは開催する。

ただ、場所、時間、それから、についてはまだ全然決めていないので、決められないこともあるでしょうし、そこについてはじゃあ、要望書に対する回答としては、できる限り説明をしていくということでお返しをすることでよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○吉田議長 ほかに何か意見はありますか。

金繁議員。

○金繁議員 ですので、説明会を議会として、執行部がするかどうかにかかわらず、説明会をするかどうかを、採決というか、意思を問うただけませんか。

その後、議運のほうで、もし議会として独自に、執行部とは関係なく説明会を行うということであれば、この後の議運でいつ、どのような段取りでするのかということが進められるので、まずはそこのところ。議会独自にすぐに行うということに反対されている議員もいらっしゃるみたいなので、まずは町のほうに求めるという意見があるので、そこをまず確定していただきたいです。

○吉田議長 いや、反対、今すみません、反対……

(発言する者あり)

○吉田議長 何の採決をするんですか。

○金繁議員 今、言いましたよね。

○吉田議長 違う違う違う、だから、反対の人はいないじゃないですか。

石川議員。

○石川議員 これを確定するために、説明会を開く、開かない。これをしっかりと明確な形にするのに、再三再四、採決を求めています。それなのに議長、採決を採らないということはどういうことですか。

○吉田議長 皆さんの意見を聞いて、採決というか、もう一回説明をすると。

○石川議員 説明はいいです。

○吉田議長 いやいや説明じゃなくて、採決は、要するに説明会を開きますよという前提ですよ。

○石川議員 それを採決してくださいということです。議長の意見じゃなくて。

○吉田議長 では今、鷹野議員が言われた、町に対しての要請をするのが、順番ですよ。説明会をいきなりするのか、もしくは町に言うのかは、さっき吉村議員が言われましたけれどその2つのうちの選択です。

(発言する者あり)

○吉田議長 もう一回吉村議員、すみません。

○吉村議員 要は、議会に出てきている以上は、議会としてこれに回答しなきゃいけないので。だから、一つは議会として報告会をすると。あわせて、執行部のほうにも、議会のほうから要求したらいかがですかということなんです。

(発言する者あり)

○池田議員 今、僕らが言ったのは吉村議員の考えで、議会もする、町にも要請して、機微な細かいところまで正確に情報を出すという、一種の意見です。

○吉田議長 それでだから、日時を決めろとか、そういうのはちょっとそれはむちゃやねという話が今、出ておりました。

金繁議員。

(発言する者あり)

○金繁議員 採決してください。

先ほど吉村議員が言われたように、議会は議会で説明会をすると。あわせて、執行部のほうには説明会をするように議会として求めるということで、採決していただきますよね。

その際に、これ30日までに回答をとということなので、大体いつ頃するのかということも、やっぱり決めないといけないんですけど、それは議運で決めるということによろしいですか。

○吉田議長 すみません、この要望書を出された方に確認をしたところ、要するに住民、町民の方に途中経過をしなきゃならないということで、途中経過を説明するので、その回答をとということで聞いております。最終的な結論で何月何日にしますよということではないと思います。

また、追ってそこについてはしていきますので、今日についてはその途中経過、一応こういうことで今、吉村さんが言われた意見として、議会としては回答していくということに関しての決議は採りたいと思います。

金繁議員。

○金繁議員 その場合、要望の内容を見ると、その説明会の時期として、計画が確定される前に現状を早急に、町民に説明会をしてくださいということです。なので、計画が確定されてしまったらもうこの要望書の意味がなくなってしまうので、現状を早急に伝える説明会をしないといけないということなんですけど、計画の確定、恐らくもう、ムービングハウスの計画ですと2月末に国への交付金申請を行い、3月には国からの確定、歳費が決定されるということで、なので2月末までには町は計画を確定する予定です。

ですので、日程についても、この後の、やるのであればね、説明会を、この後の議運で2月のいつにするのかということは決めないといけないと思います。

○吉田議長 金繁議員、今の件については、それは町のほうから、執行部のほうから聞いた回答ですか。

○金繁議員 そうです。

○吉田議長 それはどこの部署から。

金繁議員。

○金繁議員 学校教育課に直接聞きました。

○吉田議長 それはちょっと確認をしておきます。我々はそこまでは……

金繁議員。

○金繁議員 私たちも聞いていますけれども、遅くとも、これは町長がはっきりおっしゃいましたよね、11月11日に、3月の予算の中にこのムービングハウスの予算を入れる予定ということは聞いていますので、遅くとも3月の本会議、そのときにはもう確定してしまうわけですよね、議会としても許可を出すか、否決するか。

ですので、どっちみち2月の末までにしないといけないことは、私たち議員全員も分かっている事実です。

○吉田議長 取りあえず、ちょっとすいません、日時まではちょっとすいません、今後、この後の議運でちょっといろいろ、日時をいつするのかとか、そういう具体的なことに関してはちょっとすいません、議運のほうでちょっともませてください。

取りあえずじゃあ今、吉村議員が言われたとおり、そういう今、提案の件で採決は取りあえず採ります。よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○吉田議長 今、吉村議員の意見に賛同される方については挙手をお願いします。

(挙手)

○吉田議長 全員ですよ。一応その方向で一応、回答書についてもお出しするようにいたします。それでよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○吉田議長 すみません、ちょっと長々となってしまうして申し訳ありません、時間の配分がちょっとすいません、ずれました。

その他、皆さんのほうから何かございますか。いいですか。

土居局長。

○土居事務局長 長時間にわたり御協議いただきありがとうございます。

お時間も差し迫っておりますが、事務局のほうから情報共有、報告だけさせていただきます。本会議の議会中継の録画配信についてです。

本会議は、愛媛CATVによるケーブルテレビ放送のほか、町からの委託業務として、令和元年第2回定例会からインターネット配信(ライブ・録画)を行っております。

委託契約において、議会終了後2年間は録画中継映像を配信すること、及び配信終了後はDVDを提供することなどが定めておりますが、実際には現在でも全ての動画がホームページ上で視聴できるようになっております。

今回、愛媛CATVより、動画についてはデータ容量が大きく、サーバー容量に限界があるため、契約に基づき、ある程度古くなったデータは削除していきたいとの申出があり、現在対応を検討していますが、ホームページ上で見られる期間が過去2年間では短いのではないかと考えまして、例えば4年間とするなど、変更できないか現在協議をしているところであります。

また、この運用を開始すれば、決められた期間を過ぎた動画はホームページ上から削除されていきますが、議会事務局にDVDとして保管し、何かあったときには視聴できる体制を整え

ていきたいと考えております。

以上が経過報告でございます。

あと、もう一点、先ほど要望書に対する議会としての説明会の日程等は議会運営委員会に託するということでしたが、前回の議員全員協議会であるとかで議員の皆様から要望のありました、申合せにある議会議員の旧姓・通称名の使用基準の改正について、こちらと、議長に関する職責のルールというか、ガイドラインを決めるべきではないかと、この2点につきましても案のほうをつくりまして、また議会運営委員会のほうで内容を精査していただいた上で、皆様のほうに、議員全員協議会のほうにまたフィードバックするという形を取らせていただいたらというふうに事務局では考えております。

そちらにつきまして、皆さんの御了解がいただけるかどうか、この後確認させていただいたらと思います。よろしくお願いいたします。

○吉田議長 今、局長のほうから説明がありました。

これについては、今の意見に対して賛同でよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○吉田議長 よろしいですか。じゃあ一応そういう形を取ります。

ほかに何かありますか。

金繁議員。

○金繁議員 先ほどの過去の議会の中継録画についてなんですけど、2年か4年かというお話をされていて、その期限を超えた場合にDVDで保存するということなんですけど、もうDXの時代で、できればアーカイブで、DVDで一々見るっていうよりも、サーバーなりユーチューブなりに落として、アーカイブとして保存していただくということも調べていただけないですかね。貴重な記録なので、お願いします。

○吉田議長 土居局長。

○土居事務局長 金繁議員の御質問にお答えします。

そういった御質問が出るかなと思ひまして、現時点で確認できていることを共有いたします。

議会の中継に関しましては、愛媛CATVのほうで議会の放送をしています。それについては、休憩のスイッチングであるとか、そういった動画編集をしているので、著作権自体が愛媛CATVのほうにございます。

そういったことから、先ほど御提案のありましたその映像をアーカイブ、ユーチューブに掲載するというのが、町側の意向というか、要望だけではなかなかすぐにはできないということもありますので、その辺りはまた再度、調整というか、調査させていただきますので、また分かりましたら報告させていただきます。

以上です。

○吉田議長 金繁議員。

○金繁議員 一応念のため、フォーユアインフォメーションなんですけど、私が議員通信に、議会の中継のスクショを、写真を載せるのに、ケーブルテレビに確認したことがあります、著作権どこになりますかと。そのときに、ケーブルテレビのほうからは、うちではないです、議会のほうですということでした。

松山市議会のほうでは、その中継を、あそこもケーブルテレビと契約してやっているんですけど、議員のほうにその録画を渡してくれているそうで、議員のほうで自由に切り取って、自分でユーチューブに載せているということをしておられます。

ですので著作権がケーブルテレビにあるというのは、ちょっと、もう一步踏み込んで調べてみていただけたらと思います。

○吉田議長 土居局長。

○土居事務局長 情報提供ありがとうございます。

その辺りまでまだ確認できていませんでしたので、松山市議会様のそういった対応も含めまして、再度確認させていただきます。

以上です。

○吉田議長 ほかにないですか。

石川議員。

○石川議員 先般、臨時会後の町長からの説明なんですけど、傍聴者に対して、議長のほうから、これは町の主催なんだという説明と、あと、議員には守秘義務はないんですが、この前の会議というのは、あれはもうオープンな形でいいんですよね。

○吉田議長 いや、もうこの前言ったとおりですよ。

石川議員。

○石川議員 守秘義務がないって言いましたよね、私。議員には守秘義務がないんです。なおかつ町の主催です。議会の主催ではありません。だから私は、これはもう公開できるんだという理解なんですけど、それで正しいですか。

○吉田議長 局長、何か意見ありますか。コメントありますか。

(発言する者あり)

○吉田議長 嘉喜山議員。

○嘉喜山副議長 この前言われたのは、まあいうたら、個人情報が含まれるからこれはできるだけ伏せてくださいという話やったので、それ以上は特に議会がどうせよ、こうせよは言えないと思います。ただ、町長が言われたその趣旨を議員がどう判断するか、その辺だけだと私は思っています。

○吉田議長 石川議員。

○石川議員 今、副議長の嘉喜山さんから説明があったんですけど、それだったら個人名を伏せて公開してもいいという理解でよろしいですか。

○吉田議長 それは違うやろう。まあ、この件については……

○嘉喜山副議長 それは町長が言われたとおり個人の判断に委ねるということです。

以上です。

(発言する者あり)

○吉田議長 金繁議員。

○金繁議員 私たちも議会研修で、議員には公務員が負う守秘義務というのがないと、法律上ありませんので、それを、聞いた内容を外に話したとしても法律違反にはなりません。ただ、道義的に、町長から嫌われるかもしれませんが、法律上全く問題はないということはここで共有できたらと思います。

私が気になったのは、そういう個人情報ということであれば、きちんとその会議、全協をして、その中で秘密会にすればよかったのに、なぜそうしなかったのか。主催は議会ではなかったと傍聴に来た方に言われて、傍聴できなかったと聞いたんですけど後で、じゃあ主催は町の主催だったということなんですかね。

以上2点、お答えください。

○吉田議長 ごめんなさい一点目、ちょっともう一回質問してください。一個目の質問。

○金繁議員 いいです、主催は議会ではない、だから、最初のほうはその守秘義務じゃなくて、えっと、何だったっけ。ちょっと待ってください、すみません。

○吉田議長 取りあえず質問の趣旨は分かりました。

これは今回、町長のほうから、報告という面で、まだ、皆さん、今日ちょっと聴衆の方もいらっしゃるんですけど、機微な情報なので、こういう形で報告ということで、議員に取りあえずお話をしたいということでしたので、報告会という形にしました。受けました。

金繁議員。

○金繁議員 それで、報告をどこが主催してやったのかというところをやっぱり明確にしていきたい。

最初の質問は、一点目は、全協なら全協で秘密会にできたのに、秘密会にしなかったのはなぜか。

篠山小中学校の閉校についても、全協の前に町からお話がありますので開始前に集まってくださいという集められ方をして、統合について話が執行部からありました。非常に重要な内容であるにもかかわらず、一方的な報告、しかも議事録にも残らない、議員の意見も原則言うことができないという報告という形、私はああいう形の報告会議というのは、議長としては受けるべきではないと思います。

今回も同じように全協ではない、ちょっと集まってくださいという扱いでなされたことは、本当に、法的な根拠がないと私たち公務員は何もできないのが原則なんです。なので、主催がどこだったのか、その会議の法的根拠は何なのかというのは明らかにしないといけない。秘密会なら秘密会、全協なら全協で秘密会にできた、でも全協ではなくて、議会の主催ではなかったとしたら、これは町の主催で、町の会議だったということですか。

もう一度、2点聞きます。

○吉田議長 秘密会については、私も申入れをしました、秘密会にしなくてよろしいですかということで、それは申入れをしております。その中で、別にそれは構いませんということで、報告をさせていただきますというのは、まだこれ決定事項ではないのがまず一つ、ただそうは言いながらも、少し動かなきゃならないので、議員の皆さんにはまず前もってお知らせをしたいという強い町長の意向がありましたので、報告という形で開催を受け入れました。

以上です。

金繁議員。

○金繁議員 私の質問にお答えになられておりません。お答えください。

なぜ全協でできなかったのか。そして、主催はどこか。

○吉田議長 だから今答えたとおり、全協について秘密会で私は案件を聞いたときに申入れをしました。秘密会にしなくていいんですかと。委員会をそれぞれ開いて。それはお伝えをしました。その上で、町長としては今言ったとおり、皆さんに、議員にまずお知らせをしたいと。ただまだ決定事項ではないので、ただ事前に議員の皆様にはお知らせをしたいと。そういう要望が前からありますよね、議員も何も知らなかったということがあるので、報告としてしたいと。ただ機微な情報が入っているので、そこはすいません、報告会ということ、報告ということでさせていただきますということなので、それは了承をいたしました。

金繁議員。

○金繁議員 ということは、一応全協という体であったと思います。

今後は、全協という前提で、法的根拠のある会議を前提として、プライバシーに関わる場所は、ここから先は秘密会としますということにしていきたい。全体が秘密会にするべきであれば、最初から秘密会にしたいんですけども、私たち議会は透明性、説明責任がありますので、やっぱりその法的根拠はしっかりとしていきたいと思います。

以上、私からの意見です。

○吉田議長 これはすみません、全協で秘密会というのはこれはできないので、各委員会での秘密会になりますよね。

金繁議員。

○金繁議員 できない根拠はどこに書いてありますか。

○吉田議長 いや、これは確認をしました。まあ、今回はいずれにせよ秘密会にしなくてもいいという回答だったのでしませんでしたけれども、できればだから全協で、秘密会でしたかっただけですけども、それはできないということ、回答をもらいましたので、そういう形を取りま

した。

○金繁議員 根拠はどこに書いてありますか。そこを聞きたいんですけど。

○吉田議長 会議規則の対象にならないと。

嘉喜山議員。

○嘉喜山議員 その話をいただいたときに、全協は、今あります議会会議規則の対象にならないというふうに判断しましたので、だから秘密会にはできない。

○金繁議員 それはどこに書いてあるんですかね。

○吉村議員 だから、もちろん、会議規則自体に書かれていないと思います、全協自体が。

○吉田議長 金繁議員。

○金繁議員 議会基本条例のほうには、全ての会議は公開とすると、原則ね、書かれています。その会議の中に全協は含まないということは、明文化されていないですよ。

そこに全協が含まれないと、議長、副議長が判断されたということなんですけど、そこはやっぱり、一応条例で、私たちの基本条例の中に、全ての会議は公開とすると、重要な住民のための透明性をうたった条文があるわけですから、そこから全協を外すという解釈は、議長、副議長だけではなくて、やはり議会全体で話し合っただけで決めないといけないのではないかなと思うんですけど、いかがですかね。

○嘉喜山議員 一応、条例とかそういったものを含めて検討した中で、全協というものが含まれていなかったからそういう判断はしましたけれど、もう一度精査して、検討します。

○吉田議長 一つ言っておきますけど、一応、こっちで受けたときに、秘密会でその、何ていうんだらう、全協で秘密会でできないのかどうかを一応確認したんですけども、それは向こうから言われたことではないですよ、こっちで判断をして、機微な情報なのでそうすべきじゃないかということ局内で検討しました。

その中で、執行部のほうからそこまではということで、報告ということで時間を取ってもらえないかということで今回の会になりましたので、以後からは気をつけて、その辺についてはやっていきたいと思います。

ほかに。

石川議員。

○石川議員 そもそも秘密会を、議長、副議長単独の判断でやるのがいいのかという議論はしておかないといかんと思うんですよ。今日はあれですけども、原則公開ということに関して、秘密会を、議長、副議長の判断でやられる、これはちょっと私はおかしいのではないかなというふうに思っていますので、次回の全協でこの議論をさせてください。

○吉田議長 石川議員、すいません、今、秘密会で我々がするというのではなくて、我々は調べて秘密会にしなきゃならないのではないかとということで、我々が検討しただけですよ。決めようとかその辺はありません。

(発言する者あり)

○吉田議長 いやいや、もうだって秘密会は違うでしょう、我々の判断だけで秘密会はできませんから。次回それは議論しますので、よろしくお願いします。

ほかにないですか。雑談はしないでください。ほかにないですか。

(「ありません」と言う者あり)

○吉田議長 じゃあなければ、すいません、長時間にわたりまして議論していただいてありがとうございました。これで一応、全協は終わります。

それからすいません、この後、議運がありますけれども、準備がありますのでちょっと、休憩を挟むのかどうか、ちょっと含めてちょっと検討します。じゃあこれで終わります。

議長